

令和 4 年

第 3 回海老名市議会定例会

議 案 書

議事日程第1号（令和4年第3回海老名市議会定例会第1日）

令和4年8月30日（火）午前9時30分開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 報告第6号 | 継続費精算報告について（市制施行50周年記念誌作成事業費ほか3件） |
| 日程第2 | 報告第7号 | 公共下水道事業会計継続費精算報告について（海老名・入谷間（JR相模線）井戸坂踏切雨水排水施設整備事業費） |
| 日程第3 | 報告第8号 | 令和3年度決算に基づく健全化判断比率等について |
| 日程第4 | 報告第9号 | 債権の放棄について（在宅福祉サービス利用料ほか4件） |
| 日程第5 | 議案第55号 | 海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第56号 | 令和3年度海老名市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について |
| 日程第7 | 議案第57号 | 海老名市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第8 | 議案第58号 | 海老名市監査委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第9 | 議案第59号 | 令和4年度海老名市一般会計補正予算（第7号） |
| 日程第10 | 議案第60号 | 令和4年度海老名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 認定第1号 | 令和3年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第12 | 認定第2号 | 令和3年度海老名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第13 | 認定第3号 | 令和3年度海老名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算 |

認定について

日程第 1 4 認定第 4 号

令和 3 年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳
出決算認定について

日程第 1 5 認定第 5 号

令和 3 年度海老名市公共下水道事業会計決算認定につい
て

報告第6号

継続費精算報告について（市制施行50周年記念誌作成事業費ほか3件）

海老名市一般会計予算の継続費に係る事業（市制施行50周年記念誌作成事業費ほか3件）が終了したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和4年8月30日提出

海老名市長 内 野 優

報告第7号

公共下水道事業会計継続費精算報告について（海老名・入谷間（JR相模線）井戸坂踏切雨水排水施設整備事業費）

海老名市公共下水道事業会計予算の継続費に係る事業（海老名・入谷間（JR相模線）井戸坂踏切雨水排水施設整備事業費）が終了したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和4年8月30日提出

海老名市長 内野 優

令和3年度海老名市公共下水道事業会計継続精算報告書

(単位 円)

款	項	事業名	年度	全体計画				実績				比較			
				年割額	左の財源内訳			支払義務 発生額	左の財源内訳			年割額と 支払義務 発生額との差	左の財源内訳		
					企業債	国庫補助金	損益勘定 留保資金		企業債	国庫補助金	損益勘定 留保資金		企業債	国庫補助金	損益勘定 留保資金
1 資本的支出	1 建設改良費	海老名・入谷間 (J R相模線) 井戸坂踏切雨水 排水施設整備事 業費	2	34,320,000	0	20,000	34,320,000	34,300,000	0	20,000	0	0	0	0	0
			3	115,680,000	0	80,000	108,843,931	108,800,000	0	43,931	6,836,069	6,800,000	0	36,069	
			合計	150,000,000	0	100,000	143,163,931	143,100,000	0	63,931	6,836,069	6,800,000	0	36,069	

報告第 8 号

令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和 4 年 8 月 30 日提出

海老名市長 内 野 優

1 令和3年度決算に基づく健全化判断比率

(単位 %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.03)	— (17.03)	3.7 (25.0)	28.7 (350.0)

備考

- (1) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「—」
- (2) 括弧内は海老名市における早期健全化基準

2 令和3年度決算に基づく公営企業の資金不足比率

(単位 %)

公営企業会計の名称	資金不足比率
公共下水道事業会計	— (20.0)

備考

- (1) 資金不足比率が算定されない場合は「—」
- (2) 括弧内は海老名市における経営健全化基準

報告第9号

債権の放棄について（在宅福祉サービス利用料ほか4件）

海老名市債権管理条例（平成29年条例第4号）第10条第1項の規定により非強制徴収債権を放棄したので、同条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和4年8月30日提出

海老名市長 内 野 優

令和3年度海老名市債権管理条例に基づき放棄した非強制徴収債権一覧表

名称	件数	金額	非強制徴収債権を放棄した事由		放棄した日
			第10条第1項 該当号数	金額	
在宅福祉サービス利用料	25 件	10,280 円	第1号	0 件	0 円
			第2号	0 件	0 円
			第3号	0 件	0 円
			第4号	0 件	0 円
			第5号	25 件	10,280 円
保育所延長保育料	10 件	20,500 円	第1号	0 件	0 円
			第2号	0 件	0 円
			第3号	0 件	0 円
			第4号	0 件	0 円
			第5号	10 件	20,500 円
園児給食費(主食費)	9 件	9,000 円	第1号	0 件	0 円
			第2号	0 件	0 円
			第3号	0 件	0 円
			第4号	0 件	0 円
			第5号	9 件	9,000 円
園児給食費(副食費)	7 件	31,500 円	第1号	0 件	0 円
			第2号	0 件	0 円
			第3号	0 件	0 円
			第4号	0 件	0 円
			第5号	7 件	31,500 円
学校給食費	212 件	4,577,190 円	第1号	0 件	0 円
			第2号	0 件	0 円
			第3号	0 件	0 円
			第4号	0 件	0 円
			第5号	212 件	4,577,190 円
合計	263 件	4,648,470 円	第1号	0 件	0 円
			第2号	0 件	0 円
			第3号	0 件	0 円
			第4号	0 件	0 円
			第5号	263 件	4,648,470 円

※海老名市債権管理条例第10条第1項

第1号 破産免責

第2号 債務者死亡、相続放棄

第3号 生活困窮(生活保護又は同等)

第4号 徴収停止後1年を経過した後、なお無資力

第5号 時効期間満了

議案第 5 5 号

海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、育児休業の取得要件の緩和等に関し、所要の改正を行うため

海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア） その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ） その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3第3号を次のように改める。

（3） 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するとき

はイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合

(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「ものが、当該任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第10条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書により申し出た職員に対するこの条例による改正前の第3条第5号及び第10条第6号の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第 56 号

令和 3 年度海老名市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、別紙のとおり令和 3 年度海老名市公共下水道事業会計の未処分利益剰余金を処分することについて、議会の議決を求める。

令和 4 年 8 月 30 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

議会の議決を経た上、未処分利益剰余金を処分したいため

令和3年度海老名市公共下水道事業会計の未処分利益剰余金525,608,377円のうち、255,832,705円を資本金へ組み入れ、269,775,672円を減債積立金へ積み立てる。

参考資料

令和3年度海老名市公共下水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	3,007,207,440	2,375,086,858	525,608,377
議会の議決による処分額	255,832,705	0	△ 525,608,377
資本金への組入	255,832,705	0	△ 255,832,705
減債積立金の積立	0	0	△ 269,775,672
処分後残高	3,263,040,145	2,375,086,858	(繰越利益剰余金) 0

議案第 57 号

海老名市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、下記の者を海老名市教育委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 4 年 8 月 30 日提出

海老名市長 内 野 優

記

住 所 海老名市本郷（以下略）

氏 名 武 井 哲 也

生 年 昭和 46 年

提案理由

現委員武井哲也氏の任期満了（令和 4 年 9 月 30 日）に伴い、再任命したいため

(参 考)

武 井 哲 也 略 歴

年月	学歴・職歴
平成4年3月	高等学校卒業
平成6年3月	農業者研修教育施設卒業
平成6年4月から 現在まで	就農
平成24年4月から 平成25年3月まで	海老名市立有馬中学校PTA会長
平成28年11月から 令和2年1月まで	海老名市外部評価委員会委員
平成28年7月から 平成30年7月まで	海老名市園芸協会苺部会長
平成30年4月から 平成30年7月まで	海老名市園芸協会副会長
令和3年10月から 現在まで	海老名市教育委員会委員

議案第 58 号

海老名市監査委員の選任につき同意を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、下記の者を海老名市監査委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和 4 年 8 月 30 日提出

海老名市長 内 野 優

記

住 所 海老名市中野（以下略）

氏 名 清 水 昭

生 年 昭和 30 年

提案理由

現委員清水昭氏の任期満了（令和 4 年 11 月 30 日）に伴い、再選任したいため

(参 考)

清 水 昭 略 歴

年月	学歴・職歴
昭和52年 3 月	大学経済学部卒業
昭和52年 4 月	海老名市に奉職
平成16年 4 月から 平成18年 9 月まで	財政課長
平成18年10月から 平成19年 3 月まで	財務部参事兼財政課長
平成19年 4 月から 平成20年 3 月まで	財務部次長
平成20年 4 月から 平成22年 3 月まで	財務部長
平成22年 4 月から 平成24年 3 月まで	市長室長
平成24年 4 月から 平成26年 3 月まで	財務部長
平成26年 4 月から 平成27年 3 月まで	理事兼財務部長
平成27年 3 月	海老名市を退職
平成27年 4 月から 平成30年 3 月まで	海老名市に再任用
平成30年 4 月から 平成30年11月まで	海老名市非常勤特別職（事務嘱託員）
平成30年12月から 現在まで	海老名市監査委員

令和4年度海老名市一般会計等補正予算（別冊）

議案第59号 令和4年度海老名市一般会計補正予算（第7号）

議案第60号 令和4年度海老名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度海老名市一般会計等歳入歳出決算認定（別冊）

認定第1号 令和3年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和3年度海老名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和3年度海老名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和3年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和3年度海老名市公共下水道事業会計決算認定について

令和4年第3回海老名市議会定例会会期日程（案）

会期32日間

月 日	曜日	種 別	内 容	開 議 時 刻
8月30日	火	本会議	開会、諸報告、議案審議、委員会付託	午前9時30分
9月5日	月	本会議	議案審議、委員会付託	午前9時
9月9日	金	委員会	総務常任委員会 予算決算常任委員会総務分科会	同
9月12日	月	委員会	文教社会常任委員会 予算決算常任委員会文教社会分科会	同
9月13日	火	委員会	経済建設常任委員会 予算決算常任委員会経済建設分科会	同
9月14日	水	本会議	市政に関する一般質問	同
9月15日	木	本会議	市政に関する一般質問	同
9月16日	金	本会議	市政に関する一般質問	同
9月22日	木	委員会	予算決算常任委員会総務分科会	同
9月26日	月	委員会	予算決算常任委員会文教社会分科会	同
9月27日	火	委員会	予算決算常任委員会経済建設分科会	同
9月28日	水	委員会	予算決算常任委員会	同
9月30日	金	本会議	委員会報告、議案審議、閉会	午前9時30分